平成２１年（フ）第９４９号
宮城県黒川郡大衡村大衡字塩浪３番地22
債務者　安藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　貞悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後３時35分
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７２号
神戸市東灘区本山南町７丁目４番７―706号
債務者　平田　敬三
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　紗織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９８号
広島市佐伯区美の里２―１―10　立野荘305、住民票上の住所京都市山科区栗栖野打越町７番地の12
債務者　宮本　恒介
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６２５号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地136
債務者　井手元一典
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８００号
大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６―1103号、申立時の住所広島市西区楠木町４丁目７番９号
債務者　柳　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５２２号
高知市鴨部１丁目11番１―620号
債務者　徳弘総一郎
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１号
秋田県南秋田郡五城目町字神明前81番地25
債務者　伊藤佐知子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　昶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００号
秋田市高陽青柳町３番40号　タウニイ高陽202
債務者　淡路　夏樹
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５８号
兵庫県芦屋市浜町１番24―105号
債務者　松村　洋治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３０号
愛媛県松山市末町乙41番地２、住民票上の住所愛媛県松山市柳井町２丁目15番地６
債務者　伊賀上　浩
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８８号
大阪府和泉市室堂町715番地の１光明池サニーハイツ302
債務者　飯塚　　徹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
大阪府貝塚市二色４丁目11番６号
債務者　根来　　功
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
大阪府堺市中区福田389番地31、前住所大阪府堺市中区土師町１丁22番11号
債務者　石橋　　博
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６８２号
大阪府和泉市室堂町665番地の22
債務者　飯塚惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目５番15―103号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番１号すみれ荘７号
債務者　藤原　　進
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０５２号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号１―408
債務者　武笠　澄子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目７番７号
債務者　小梅枝みどり
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鑪野　孝清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係